

質問に対する回答(のびすく若林)

令和8年8月10日

番号	対象資料	対象ページ	対象項目	質問内容	回答
1	募集要項	P10	10管理に要する経費の取扱い (6)指定管理料スライド制度	・指定管理料スライド制度は光熱水費も対象となるのか。 ・来年度から指定管理期間が開始する施設にのみ導入されるものなのか。	・指定管理料スライド制度の対象となる経費は、別記8に記載のとおり、人件費と物件費の一部(管理業務の一部を第三者へ委託する場合の委託費)となり、光熱水費は対象となりません。 ・令和9年度から指定開始となる施設において、指定管理料スライド制度を導入します。指定管理開始年度が令和8年度より以前の施設については、次期選定時に順次導入する予定です。